

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2020 年 11 月 13 日号 (No.340)

- I. 全人代レベル
- II. 国務院レベル
- III. 中央行政部門レベル
- IV. 司法解釈
- V. 地方レベル
- VI. その他 (意見募集稿等)

- 1. 「個人情報保護法 (草案)」
- 2. 「国防法 (修订草案)」
- 3. 「ネットワーク取引監督管理規則 (意見募集稿)」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 射手矢 好雄
☎ 03-5223-7713

弁護士 石本 茂彦
☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉
☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石
☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光
☎ 03-6266-8748

- I. 全人代レベル
該当なし
- II. 国務院レベル
該当なし
- III. 中央行政部門レベル
該当なし
- IV. 司法解釈
該当なし
- V. 地方レベル
該当なし
- VI. その他 (意見募集稿等)

- 1. 「個人情報保護法 (草案)」
(原文「个人信息保护法 (草案)」)

全国人民代表大会常務委員会、2020 年 10 月 21 日公布、意見募集期限 2020 年 11 月 19 日

近年、インターネット及び電気通信の急速な発展に伴い、個人情報の保護を求める声が増しに高くなっていることに加え、全世界的に個人情報保護の潮流が見られる中、全国人民代表大会常務委員会は、2020 年 10 月 21 日に、「個人情報保護法 (草

中国最新法令 < 速報 >

案)」(以下「本草案」という。)を公布した。

本草案が公布される以前から、個人情報の保護に関しては、「民法総則」111条において概括的な規定が存在すると共に¹、「ネットワーク安全法」においてはネットワークを通じた個人情報の保護等に関して規定が設けられていた。また「ネットワーク安全法」に関連して、国家推奨基準として「情報安全技术個人情報安全規範」²が制定・施行されており、下位規則として「個人情報国外移転安全評価規則(意見募集稿)」³が公表されている。加えて、「児童個人情報ネットワーク保護規定」といった、個人情報に関する専門法規も存在する。このように、個人情報の保護に関しては、既に関連法令やガイドラインが制定されてきているが本草案は、上記各法令・ガイドラインの関連規定をカバーしつつ、個人情報に関する一般的かつ基本的な規定を定めるものとして制定されている。本草案は、現時点では草案であるため、法令として公布・施行されるまでは法的拘束力を有しない。

本草案の主要内容は以下のとおりである。

(1) 関連定義及び適用範囲

本草案は、個人情報、及び個人情報の取扱行為について、以下のように定義付けをしている。個人情報とは、電子的又は他の方式により記録され、既に識別された又は識別可能な、自然人と関連する各種の情報であり、匿名化処理された情報は含まない。ネットワーク安全法における個人情報の定義の規定⁴とは書きぶりは異なるものの、自然人の識別可能性を基準に個人情報の範囲を画するという点については同様と考えられる。個人情報の取扱には、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供及び公開等の行為が含まれる(4条)。

また、本草案の適用範囲については、中国国内における、組織、個人による自然人の個人情報の取扱行為だけでなく、中国国外における、中国国内の自然人の個人情報の取扱行為が、①中国国内の自然人に対する製品又は役務の提供を目的とするとき、②中国国内の自然人の行動を分析し、評価するためであるとき、③法律、行政法規に規定するその他の事由のいずれかに該当するときの当該取扱行為に、本草案の規定が適用されるとしている(3条)。このように、本草案は中国国外の域外適用についても規定している点に留意が必要である(個人情報保護法の適用を受ける中国国外の企業に対しては、下記(4)③のとおり、中国において専門機構又は代表者を設置し、管理部門に届出を行うことも要求されている)。なお、自然人が個人又は家事に関する事務のために個人情報を取り扱う場合は本草案の適用範囲ではない(68条1項)。

¹ なお、2021年4月1日施行予定の「民法典」においても同様である。

² [本ニュースレターNo.324\(2020年4月3日発行\)](#)をご参照ください。

³ [本ニュースレターNo.305\(2019年6月28日発行\)](#)をご参照ください。

⁴ 「ネットワーク安全法」76条5項により、「ネットワーク安全法」における個人情報とは、「電子的方式又はその他の方式により記録した、単独で又はその他の情報と結びついて自然人個人の身分を識別し得る各種情報をいう。これには自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、個人の生体認証情報、住所、電話番号等が含まれるがこれに限らない。」

中国最新法令 < 速報 >

(2) 個人情報取扱のルール

本草案は、個人情報について、個人情報取扱者⁵が取り扱うことのできる条件を以下のとおり定めている（13条）。

- ① 個人の同意を取得すること
- ② 個人を当事者の一方とする契約の締結又は履行のために必要であること
- ③ 法定の職責又は法定の義務の履行のために必要であること
- ④ 突発的な公衆衛生事象に対応するため、又は緊急の場合において自然人の生命健康及び財産の安全を保護するために必要であること
- ⑤ 合理的な範囲内において、公共の利益のためニュース報道や世論による監督等の行為を実施すること
- ⑥ 法律、行政法規に定めるその他の状況

上記のうち、個人情報取扱者が個人情報を取り扱うにあたって取得する必要がある同意は、当該個人が事前に十分な事情を知らされた状態で、自らの意思により、かつ明確な意思表示によってなされたものでなければならないとしている（14条1項）。また、当該個人は、同意を撤回することができ（16条）、取得された同意と関連する目的、方法及び個人情報の種類が変更された場合は、改めて同意が取得されなければならないとしている（14条2項）。

上記規定を実効的なものにするため、個人情報取扱者は、個人が個人情報の取扱いに同意しないこと又はその個人情報取扱に対する同意を撤回したことを理由に関連サービスの提供を拒否してはならないとも規定している（17条）。また、本草案以外の法律・法規において、個別の同意、書面による同意等を取得する必要があると定められている場合は、当該規定に従い、相応な同意を取得しなければならないとしている（14条1項）。

また、機微な個人情報⁶を取り扱うことのできる場合を、特定の目的及び十分な必要性がある場合に限定し（29条）、取扱いにあたって、当該個人から個別の同意を取得しなければならない（30条）、一般的な事前告知事項のほか、機微な個人情報の取扱いの必要性及び個人に対する影響を告知しなければならない（31条）と条件を明確化している。

個人情報を第三者に提供する場合については、まず、個人情報取扱者は、個人に対し、第三者の身元、連絡先、取扱目的、取扱方法及び個人情報の種類を告知し、かつ個人の個別の同意を取得しなければならないとされている。また、個人情報を受領する第三者は、個人に対して告知された取扱目的、取扱方法及び個人情報の種類等の範囲内において個人情報を取り扱わなければならない、取扱目的、取扱方法が変更

⁵ 個人情報処理者とは、個人情報の取扱目的、取扱方法等、個人情報の取扱いに関する事項を自ら決定する組織又は個人をいうとされている（本草案69条1項）。

⁶ 機微な個人情報とは、一旦漏洩され、又は不法に使用されると、個人が差別を受け、又は人身、財産の安全に著しい危害が及ぶおそれのある個人情報であり、人種、民族、宗教信仰、個人の生物学的特徴、医療健康、金融口座、個人の行動履歴等の情報が含まれるとされ（本草案29条）、一般的に個人センシティブ情報を指す。

中国最新法令 < 速報 >

された場合、改めて個人に告知し、同意を取得しなければならないと規定された（24条1項）。また、匿名化されて第三者に提供された個人情報については、当該第三者は技術手段を使用し、個人の身元等を確定してはならないとされる（24条2項）。

さらに、本草案は、個人情報の共同取扱、委託取扱、個人情報取扱者の合併・分割等による個人情報の移転、個人情報を利用することによってなされる自動化された意思決定⁷、及びすでに公開されている個人情報の取扱等において遵守すべき事項を明確化している（21～28条）。

その他、本草案は、未成年者の個人情報の取扱いに関する規定（15条）及び国家機構が個人情報を取り扱う際の規定（33条～37条）も定めている。

(3) 国外に個人情報を提供する際のルール

本草案は、個人情報取扱者が個人情報を国外に越境提供する場合は、①国家ネットワーク情報部門が行う安全評価に合格すること、②国家ネットワーク情報部門の規定に従い専門機構が行う個人情報保護に係わる認証を受けていること、③国外の情報受領者と契約を締結し、受領者の個人情報取扱行為が本草案に定める個人情報保護標準に満たすよう監督できること、④他の関連法律・行政法規又は国家ネットワーク情報部門が定めるその他の条件を満たしていること、という四つの条件のいずれかを備えていなければならないと規定している（38条）。また、国外に個人情報を越境提供する際、当該個人に対して、国外の情報受領者の身元、連絡先、取扱目的、取扱方法等の事項について十分な説明をしたうえで、個人から個別の同意を取得しなければならないとしている（39条）。

また本草案は、司法共助に関する個人情報の越境提供（41条）、国外の組織・個人が中国公民の個人情報権益を犯す場合の措置（42条）及び他国が個人情報保護について中国に対して差別化の禁止、制限又は類似の措置をする際の対応（43条）についても規定している。

(4) 個人情報取扱行為における個人の権利及び個人情報取扱者の義務

本草案は、個人情報取扱行為に関して、個人の、知る権利、決定権、制限又は拒絶権（44条）、閲覧・複製権（45条）、訂正・補充権（46条）、削除権（47条）、並びに個人情報取扱者に対しての個人情報取扱規則に関する解釈及び説明を要求する権利（48条）及び個人情報取扱者が上記権利行使に関する請求に対して拒絶した場合の理由の説明を要求する権利（49条）を定めている。

また、個人情報取扱者は、本草案の規定に従い以下の規定を遵守しなければならないと規定している。

- ① 個人情報に関して、内部管理制度及び操作規程を制定し、関連安全技術措置を講じなければならない（50条）

⁷ 自動化された意思決定とは、個人情報を利用して、個人の行動習慣、趣味趣向又は経済、健康、信用状態等について、コンピュータープログラムを介して自動分析、評価を行い、自動的に意思決定がなされる機能をいうとされている（本草案 69条2項）。

中国最新法令 < 速報 >

- ② 取り扱う個人情報に国家ネットワーク情報部門の定める数量に達している場合は、個人情報保護責任者を指定し、関連取扱行為及び保護措置等に対して監督させなければならない（51条）
- ③ 本草案の適用範囲内の中国国外の個人情報取扱者は、中国において専門機構又は代表者を設置し、当該機構又は代表者の関連情報を管理部門に届け出なければならない（52条）
- ④ 定期的に自身の個人情報取扱行為、保護措置等が法令に合致しているかについて監査をしなければならない（53条）
- ⑤ 機微な個人情報の取扱い、個人情報を利用することによってなされる自動化された意思決定、個人情報の取扱い・第三者への個人情報の提供・個人情報の公開についての委託、及び個人情報の越境提供等の個人情報取扱行為に対して、事前にリスク評価をしなければならない（54条）
- ⑥ 個人情報が漏洩した際は救済措置を講じ、個人情報保護の職責を履行する部門及び被害に遭った個人に通知しなければならない（55条）

(5) 法的責任

本草案は、本草案の規定に違反する形で、個人情報を取り扱うものに対しては、個人情報保護職責履行部門が是正命令、違法取得の没収及び警告の措置を課すとしている。そして、是正が拒否された場合は、併せて100万元以下の過料を課し、直接、責任者に対しても1万元以上10万元以下の過料を課すとしている。また、情状が重い場合は、個人情報取扱者に対する過料は最高5千万人民元又は前年度営業額の5%となり、直接責任者に対する過料は10万元以上100万元以下となり、個人情報保護職責履行部門が関連業務の停止、営業の停止・整頓といった措置や、関連主管部門に対して、関連業務許可又は営業許可を取り消すよう要請することができるとしている（62条）。また、個人情報取扱者が上記の違法行為により、複数の個人の権益を侵害した場合、人民検察院、個人情報保護部門、及び国家インターネット情報部門により指定された組織が、人民法院に対して訴訟を提起することができるとしている（66条）。

(6) その他

上記の内容以外に、本草案では、国家ネットワーク情報部門が個人情報保護の関連監督管理工作を計画・調整し、県以上の地方人民政府関連部門の個人情報保護と監督管理職責は国家関連規定により確定されると規定され、個人情報保護職責の履行部門が明確化された（56条）。また、上記部門の具体的な職責、権限及び義務等も定められている（57～61条）。

（全70条）

中国最新法令 < 速報 >

2. 「国防法（改正草案）」

(原文「国防法（修订草案）」)

全国人民代表常务委员会、2020年10月21日公布、意見募集期限2020年11月19日

2020年10月21日、全国人民代表大会常務委員会は、「国防法（改正草案）（以下「本草案」という。）を公表した。

本改正の背景は、国家の安全保障上の脅威が複雑化している状況において、現行の国防法（1997年施行、2009年最終改正）が新時代の国防及び軍隊建設における新たな要求に完全には適応できていないためと説明されている⁸。そして、「習近平強軍思想」、「総体的国家安全観」等にも言及しながら、「（中国の）国際地位に相応しく、国家安全及び発展の利益に適った堅固な国防及び強大な武装力を建設する」としている（新4条）。

現行法は全12章、合計70条により構成されている。今回の改正では、50条が改正され、6条が追加され、3条が削除された。本草案の主な改正内容は、下記のとおりである。

なお、本草案については2020年11月19日まで意見募集が行われている。本草案は意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しない。

(1) 主席責任制の明記

本草案は、中央軍事委員会について、主席責任制を実施するとしている（新16条）。軍事委員会の主席責任制は、主に3つの内容により構成される⁹。

- ① 全国の武装力を軍事委員会主席¹⁰が統一的に指導すること
- ② 国防と軍隊建設に関する全ての重大な問題を軍事委員会主席が決定すること
- ③ 中央軍事委員会の業務全般を軍事委員会主席が主宰し、責任を負うこと

軍事委員会の主席責任制は、1982年の改正により憲法に明記され、2017年から「中国共産党規約修正案」にも追加されたため、新しい制度を追加するものではないものの、「国防法」に明記されるのは初めてである。

(2) 重大な安全分野

本草案は、国家が、宇宙、電磁波の領域、サイバー空間¹¹を含むその他重大な安全分野における活動、資産その他の利益の安全を守るため、必要な措置を講じること

⁸ 中国国務委員兼国防相魏鳳和による説明。

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1681173049938517676&wfr=spider&for=pc>

⁹ 「中央紀律検査委員会」の公式サイトに記載された軍事委員会の主席責任制の基本的な内容である。
http://www.ccdi.gov.cn/special/zmsjd/zm19da_zm19da/201803/t20180302_165186.html

¹⁰ 現在の中央軍事委員会主席は習近平である。<http://www.gov.cn/guoqing/dhgjg/284351760.htm>

¹¹ 日本の令和元年防衛白書においても果たすべき6つの防衛力の一つとして「宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応」が挙げられており、参考になる。

http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2019/html/n31203000.html

中国最新法令 < 速報 >

を規定し（新 30 条 2 項）、領土、領海、領空に加えて、宇宙、電磁波の領域、サイバー空間の 3 つを安全保障分野とすることを明らかにした。このような重大な安全保障分野の管理は、国务院の国防建設のための職権にも追加されている（新 14 条 7 号）。

(3) 「発展の利益保護」の追加

本草案は、新 47 条において、国家が全国総動員あるいは一部動員を行うことができる場合として、従前の「中国の主権、統一、領土保全、安全」が脅威にさらされている場合に加えて、「発展の利益」が脅威にさらされている場合を追加した¹²。中国軍コントロール・削減協会（原文：中国军控与裁军协会）の高級顧問を務める徐光裕氏は、環球時報のインタビューにおいて、「発展の利益」には国内的側面と国際的側面があり、国内的側面については、外国による深刻な貿易封鎖等により国内経済運営上の通常の活動が打撃を受けた場合、国際的側面については、一帯一路のような中国の投資・援助等の海外経済活動が地域の戦闘や都市封鎖により意図的に阻止された場合等が、「発展の利益が脅威にさらされている場合」に当たり得ると説明している¹³。

上記のほか、本草案では、国家機関等と並んで、企業事業組織、社会組織及びその他の組織による、国防建設への支持及び参加し、国防職責の履行、国防任務の遂行についての言及も追加され（新 7 条 3 項）、また、軍人が忠誠を尽くすべき対象として「共産党」を追加する（新 59 条）等の修正案が含まれている。

（全 73 条）

3. 「ネットワーク取引監督管理規則（意見募集稿）」

（原文「[网络交易监督管理办法（征求意见稿）](#)」）

国家市場監督管理局、2020 年 10 月 20 日公布、意見募集期限 2020 年 11 月 2 日

2020 年 10 月 20 日、国家市場監督管理総局は、「ネットワーク取引監督管理規則（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）を公布し、2020 年 11 月 2 日まで意見募集を行った。

国家市場監督管理局は、2019 年 1 月 1 日に施行された「電子商取引法」¹⁴の運用状況に鑑みて、同法の下位規則に当たる本意見募集稿を起草・公布した。主な内容は以下のとおりである。

なお、本意見募集稿は現時点では意見募集稿であって、意見募集を踏まえて内容が

¹² 他方、中国国防動員法（2010 年 7 月 1 日施行）の 1 条は「国家の主権、統一と領土の完全性及び安全を守るため」と規定しており、まだ発展の利益の保護は追加されていない。

¹³ <https://www.globaltimes.cn/content/1204388.shtml>

¹⁴ 「電子商取引法」の概要について、[本ニュースレターNo.286（2018 年 9 月 21 日発行）](#)をご参照ください。なお、「電子商取引法」及び本意見募集稿には類似の概念や規制が多数存在するが、「電子商取引法」との相違点を中心に紹介する。

中国最新法令 < 速報 >

修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しない。また、本意見募集稿が施行された場合、現行の「ネットワーク取引管理規則」が廃止されることとなる（50条）。

(1) 規制範囲・内容の拡充

本意見募集稿は、ネットワーク取引事業者を「ネットワーク取引を手配・実施する行う自然人、法人及び非法人組織」と定義した。また、①ネットワーク取引プラットフォーム事業者、②プラットフォーム出店事業者、③自社サイトその他のインターネットサービスを通じてネットワーク取引を行う者に加えて、④ソーシャルメディアやライブ配信を通じてネットワーク取引を行う者をネットワーク取引事業者該当すると規定した（6条）¹⁵。

また、ソーシャルメディアやライブ配信を通じてネットワーク取引を行う者は、トップページの目立つ位置に営業許可書の情報及びその取扱業務に関連する行政許可の情報等の基本情報を公示し（10条）、また、目立つ方法でアフターサービス等の情報又はそのリンクを公示して、配信内容の再生を可能としなければならない（21条）。

本意見募集稿 14条によると、ネットワーク取引事業者は、消費者の同意を得た上で広告を送信する必要がある。また、ネットワーク取引事業者は、サブスクリプションのサービス等を提供する場合、自動的に期間の延期や更新を行うことは許されず、消費者の同意を得なければならない（16条）。

「電子商取引法」34条に基づいて、電子商取引プラットフォーム事業者は、プラットフォームサービス契約及び取引規約を変更する場合に公示義務を負う。この点、本意見募集稿では、ネットワーク取引事業者は、公示義務にとどまらず変更前の全ての履歴を保存し閲覧可能な状態としなければならない（26条）。

加えて、「電子商取引法」35条は、電子商取引プラットフォーム事業者がプラットフォーム出店事業者に対して、プラットフォーム内の取引、取引価格及び他の事業者との取引等について不合理な制限を加えてはならないと規定しているが、本意見募集稿では、上記制限の禁止に加えてプラットフォーム出店事業者がプラットフォームを選択する自由に対して不合理な制限を加えてはならないと規定している（31条）。

(2) 規制の詳細化

本意見募集稿では、「電子商取引法」に規定されている規制をさらに詳細に規定した。

個人情報の収集・使用について、「電子商取引法」では、個人情報保護に関する規

¹⁵ 「電子商取引法」9条にも類似の定義が存在し、電子商取引事業者を「インターネット等の情報ネットワークを通じて商品販売又はサービス提供の事業活動に従事する自然人、法人及び非法人組織」と定義し、①電子商取引プラットフォーム事業者、②プラットフォーム出店事業者及び③自社サイト、その他のネットワークサービスを通じて商品を販売し、又はサービスを提供する電子商取引事業者を含むとしている。

中国最新法令 < 速報 >

定に遵守しなければならないと抽象的に規定するのみである(「電子商取引法」23条)が、本意見募集稿では、ネットワーク取引事業者が個人情報を取得する際の要件等を具体的に規定した(11条)。

また、本意見募集稿では、ネットワーク取引プラットフォーム事業者がプラットフォーム出店事業者に関する基本情報を6か月に一度以上の頻度で確認する義務(22条)、毎年1月1日から同月15日、7月1日から同月15日の間に市場監督管理局に対してプラットフォーム出店事業者の身分情報を報告する義務(23条)、プラットフォーム出店事業者の違反行為を公示する義務(27条)等が規定されている。

(全50条)

セミナー情報

- セミナー 『【Webセミナー】コロナ禍の香港、現状と今後 —デモに国安法、そしてコロナ。在香港日系企業の存続と撤退』
- 開催日時 2020年11月27日(金) 11:00~12:00
- 講師 宇賀神 崇
- 主催 株式会社オービックビジネスコンサルタント

NEWS

- **新型コロナウイルス対応 参考リンク集(随時更新)**
- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国プラクティスグループ

射手矢好雄、石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、山口健次郎、鈴木幹太、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、真下敬太、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、李珉、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、解高潔、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立恵、張雪駿、沈陽、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5223-7713
FAX : 03-5223-7613
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com